

政令第 号

恩給給与規則及び国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十八条ノ二及び国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（恩給給与規則の一部改正）

第一条 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

前条及前二項ノ規定ハ恩給ノ改定ヲ請求スル場合ニ之ヲ準用ス

第二条ノ七第二項中「先順位者ノ受ケタル普通恩給証書」を削り、同条第四項中「普通恩給証書及」を削る。

第二条ノ八第一項第一号中「普通恩給証書」を「其ノ者ガ普通恩給ノ給与ヲ受ケタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書」に改める。

第二条ノ九中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二条ノ十第二項中「傷病賜金ノ裁定通知書」を「傷病賜金ヲ受ケタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書」に改める。

第二条ノ十一第三号中「依ル普通恩給」及び「当該普通恩給」の下に「又ハ一時恩給」を加え、「普通恩給証書、法律第百五十五号附則ノ規定ニ依ル一時恩給ヲ受クルノ権利ヲ取得シタル者ニシテ当該一時恩給ノ裁定ヲ経タルモノニ在リテハ」及び「及当該一時恩給ヲ返還スルヤ否」を削る。

第二条ノ十二中「左ノ書類」を「請求者ガ帰国シタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル官公署ノ証明書」に改め、同条各号を削る。

第二条ノ十三中「ニ恩給証書」、「添附シ」及び「之ヲ」を削る。

第三条ノ二を次のように改める。

第三条ノ二 削除

第三条ノ三第一項第一号中「恩給証書及」を削り、「並ニ」を「及」に改め、同項第二号中「恩給証書及」を削る。

第七条第三項を削る。

第八条第一項第一号中「其ノ恩給証書並」を削り、同条第二項中「前項第一号ノ場合ニ、前条第二項及第三項ノ規定ハ前項第二号」を「前項」に改める。

第十条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項第二号中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同項第三号中「前項第四号」を「前項第三号」に改める。

第十条ノ三を次のように改める。

第十条ノ三 削除

第十条ノ六中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十条ノ七第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第十条ノ九第一項中「扶助料証書及」を削る。

第十条ノ十第三項中「第一項ノ」を「前項ノ」に、「ハ第一項」を「ハ前項」に改め、同条第二項を削

る。

第十一条ノ二第一項第一号中「扶助料証書及」を削り、「並」を「及」に改め、同項第二号中「扶助料証書及」を削る。

第十一条ノ三第一項第一号中「扶助料証書及」を削り、「並」を「及」に改め、同項第二号中「扶助料証書及」を削る。

第十一条ノ四第一項第一号中「扶助料証書、」を削り、同項第二号及び同条第二項中「扶助料証書及」を削る。

第十五条第一項第一号中「其ノ恩給証書並」を削る。

第十九条ノ四を削る。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十六条ノ二を削る。

第二十九条ノ二第一項中「（裁定告知書ヲ含ム以下同ジ）」を削る。

第三十四条ノ三第二項中「前項」を「前項各号」に改め、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ差出スベキ同項各号ニ規定スル書類ノ全テヲ裁定庁ノ承認ヲ以テ代ヘタルトキハ恩給受給権存否ノ調査ニ関スル申立書ハ之ヲ差出スコトヲ要セズ

第五章の章名中「返還及」を削る。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

第三十六条中「証拠書類ヲ添ヘ」を削る。

第三十七条第一項中「再交付」の下に「（次条第二項ノ規定ニ依ル交付ヲ含ム）」を加え、同条第二項を削る。

第三十八条第一項中「恩給証書及」を削り、同条第二項中「裁定庁ハ」の下に「新ニ」を加え、「二改氏名ノ事実ヲ記載シタル上之」を削り、「返付ス」を「交付ス」に改める。

（国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の一部改正）

第二条 国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成十八年政令第七十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「互助年金証書の返還及び」を削る。

第二条を次のように改める。

（普通退職年金又は公務傷病年金の改定請求）

第二条 前条の規定は、普通退職年金又は公務傷病年金の改定を請求する場合について準用する。

第二条の二中「互助年金証書を受けた後」及び「及び互助年金証書」を削る。

第四条第四項を削る。

第五条第二項第一号中「その互助年金証書並びに」を削り、同条第三項中「前項第一号の場合に、前条第三項及び第四項の規定は前項第二号の場合に」を「前項の場合について」に改める。

第七条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項第二号中「前項第三号」を「前項第二号」に改める。

第八条第一項中「互助年金証書及び」を削る。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

第十六条及び第十七条 削除

第二十八条第一項中「互助年金証書及び」を削り、同条第二項中「裁定庁は、」の下に「新たに」を加え、「に改氏名の事実を記載し、これ」を削り、「返送し」を「交付し」に改める。

第三十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する裁定庁の定める書類は、事実が裁定庁に顕著である場合又は公の証明がある場合において裁定庁が明らかにこれを承認したときは、その承認をもつてこれに代えることができる。この場合において、同項の規定により提出すべき裁定庁の定める書類の全てを裁定庁の承認をもつて代えたときは、同項に規定する申立書は、これを提出することを要しない。

第五章の章名中「互助年金証書の返還及び」を削る。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十四条中「証拠書類を添え」を削る。

第三十五条第一項中「再交付」の下に「（第二十八条第二項の規定による交付を含む。）」を加え、同条第二項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行の日以後に行われる請求、届出又は申請について適用し、同日前に行われた請求、届出又は申請については、なお従前の例による。

理 由

恩給及び国会議員互助年金の請求に係る手続等における請求者等の負担を軽減するため、恩給証書等及び互助年金証書等の添付を不要とする等の必要があるからである。